

自衛隊イラク派兵差止訴訟の会 10・1東京行動報告

久野秀明

四月一七日名古屋高裁において、「空自の輸送活動は、イラク特措法、憲法9条1項に違反する」との歴史的勝利判決を得ました。これは全国の平和を希求し、イラク派兵は違憲だの「声」を挙げ続けてきた市民の勝利でした。

しかし政府はこの判決を無視し無力化しようとしています。私たちは撤兵を実現させるために全国で判決報告会と自衛隊撤兵要求署名をおこないました。報告会は山形、仙台から沖繩、石垣島、ソウルまでふくめて二一〇カ所を越え、署名も四六三二六筆になりました(三一日追加提出・計五〇四〇九筆)。市民が汗を流し集めた署名です、この署名を首相に届けることを中心とした行動が10・1東京行動です。大型バスで二時過ぎに到着し、さっそく国会前集会です。弁護団や高知・山梨の仲間もかけつけてくれ、マイクはリレーされて社民党の福島党首や各党の議員にもまわされ、それぞれにイラク派兵の違憲性や政府の姿勢を批判しました。

四時前には場所を首相官邸前に移し、議員四名と私たち一人名が署名提出と意見交換のため内閣府に向き、署名を麻生首相宛てに渡し、事前の質問事項に対する回答を受けました。政府側の答弁は、イラク派遣は法に従ったもの、人道復興支援・安全確保支援活動で武力の行使ではない、非戦闘地域で活動している、合憲である等でした。これに対し、「従来の見解を聞きに来たのではない」と厳しく迫りましたが、それでも政府側は答弁できないので以下の三項目を文書で回答するように求めました。

(1) 判決について、政府はいつ、どのような会議で検討したのか、その内容・結果は(答)(抜粋)判決は、国側勝訴の判決であり、憲法違反の部分は傍論にすぎない。判決についての検討は様々な形でおこなわれたため、具体的にいつ、どのような会議で検討したかをお答えするのは困難である。

(2) 非戦闘地域か否かは、どの部署で、どのように検討し誰が決定しているのか(答)(抜粋)イラク特措法により、基本計画に従い防衛大臣が実施要項において実施区域を指定し、内閣総理大臣が承認する際に判断することとなる。

(3) 「広く広報する必要があると考えている」との答弁であったが、「附帯決議」にあった「活動内容の情報開示」作業は、何時どのように行うのか(答)(抜粋)慎重に判断した結果、関係国との調整の上で、関係国の状況を個別に明らかにするものではない

いと考えられる人数(累計)について防衛省が明らかにしたところである。終了した場合には各国の意向や将来の要員の安全確保や影響を考慮した上で、適切な範囲で情報開示が行われるよう努めたい。

内閣府からの回答は以上です。予想された「官僚答弁」ではありませんが、政府内部で議論をした事実及びその議論もかなりの数に及ぶことを認めていますし、対外的には軽視・無視を繰り返してはいるものの、この違憲判決が極めて重い意味を持っていることを自ら認めています。

国会前行動のあと六時半からは『勝ち取ったイラク派兵違憲判決 市民の出番だ!! 名古屋高裁判決を活かす東京集会』を渋谷勤労福祉会館でおこないました。国会行動報告と川口弁護団事務局長から違憲判決報告をした後、反安保実の天野恵一さんから、安保体制から米軍の軍事再編へ向けての政府の対応が、いかにアメリカ主導でおこなわれてきたかを検証し、海外派兵、恒久法から改憲もこの視点を抜きにしては考えられないと指摘がありました。訴訟の会の山本みはぎからは小牧基地が空の海外派兵の拠点となっているおり、それに対する反対行動の報告がありました。続いて池住代表の司会で、会場からの各地の基地の実態や、グアムの状況聞き、天野さんの指摘した日米軍事同盟強化への道筋を実感しました。

判決文の中で、平和的生存権の具体的権利性を認め、戦争の準備行為によっても平和的生存権を主張できるとした大きな武器を我々手にしました。日米軍事同盟強化、戦争する国づくり阻止への運動で、判決の意義を共有し生かす取り組みの必要性を確認しました。

政府は年内撤退を表明しましたが、これこそ平和を希求する市民の声で勝ち取った違憲判決が政府を慌てさせ、イラク撤兵運動が勝利したものだといえます。しかし自衛隊は帰ってきてイラクの悲惨な現状は何も変わりません、イラクにアフガニスタンに真の平和が訪れるまで私たちの闘いは終わりません。

東京で活動実態を持たない訴訟の会に代わり、すべての準備を担ってくださった、「新しい反安保行動をつくる実行委員会」のみなさんに深く感謝いたします。

(く)の・ひであき/自衛隊イラク派兵差止訴訟の会